

山形県農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本方針

令和8年3月

山 形 県

# 山形県農業経営基盤の強化の 促進に関する基本方針

## 1 基本方針策定及び見直しの趣旨

平成5年8月に制定された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、育成すべき農業経営の目標を明確化し、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営の基盤の強化を促進するための措置を講じることとしている。

このため、県は法の規定に基づき、効率的かつ安定的な農業経営のあるべき水準等を大局的な観点から示すため、平成6年2月に「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定した。以降、平成12年1月、平成18年5月、平成22年3月、平成25年3月、平成26年6月、平成28年4月、平成31年3月及び令和2年11月、令和4年1月、令和5年4月に見直しを行ってきた。

前回の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）に基づく法改正に伴い規定を整備したものである。

今回の改正は、前回の定期見直し（平成31年3月）からおおむね5年が経過したことなどを踏まえて見直しを行うものである。

## 2 基本方針の性格と役割

基本方針は、法に基づき県が策定する計画であり、10年間を見通した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、育成すべき農業経営の基本的指標、農用地の利用集積に関する目標等を示し、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積を推進し、本県農業の経営基盤の強化を図るものである。

また、市町村が定める「基本構想」を策定する際の指針としての性格も持ち合わせており、市町村はこの基本方針に沿って「基本構想」の策定（見直し）を行うとともに、「基本構想」に照らして農業経営改善計画の認定（認定農業者）及び青年等就農計画の認定（認定新規就農者）を行うこととなる。

なお、今回の改正は定期見直しであることから、基本方針で定める期間は、令和17年までとする。

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

## 1 本県の農業の現状

山形県は、豊かな自然環境と四季折々の変化に富んだ気候に恵まれ、米を基幹作物としながら、果樹を始めとする園芸作物や畜産物など多様な農産物が生産されており、主要な食料供給県としての確固たる地位を築いてきたところである。

本県農業の県内総生産に占める割合は、昭和 45 年には約 16%であったものが、令和 3 年（簡易推計値）には 5.5%と相対的にその地位は低下している。また、農家人口及び農業従事者数が県全体の人口に占める割合（令和 2 年農業センサス）は、それぞれ 9.8%、6.6%という水準にあり、5 年前（平成 27 年）と比較して農家人口は 2.2 ポイント低下、農業従事者数は 1.3 ポイント低下しているものの、農業は、農産物生産による所得及び雇用機会の確保という経済効果のみならず、地元の食品、機械、流通、観光産業等とも結び付き、県内他産業に与える波及効果も大きく、依然として本県地域経済を支える基盤産業である。

また、農用地面積は県の総面積の約 14%（令和 5 年）程度を占めるが、これは森林・原野を除いた県土の過半に達し、単に農業生産の基盤であるばかりでなく、県土保全、自然環境の維持増進に大きく寄与しており、本県の農業・農村は、都市住民や観光者等にゆとりやうるおい、健康増進の場を提供するという意味でも重要な役割を果たしている。

水稻については、県産米の高品質・良食味・安定生産に取り組んできた結果「つや姫」は全国トップブランド米としての評価が高い。「つや姫」に続くブランド米を目指す「雪若丸」が平成 30 年にデビューし、「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」の県産オリジナル 3 品種により「米どころ山形」として全国の消費者に評価される産地の確立を目指している。農業産出額（令和 4 年）に占める米の割合は約 29%と果樹に続いて高いが、米の消費減少などから長期的には低下傾向にある。

水稻以外では、園芸作物の産地化が図られており、令和 5 年産ではおうとう、西洋なし、えだまめが日本一の生産量を誇り、さらに、すいか、ばらが全国第 3 位の生産量となっている。この他、ぶどう、りんご、もも、かき等の果樹、メロン、えだまめ、アスパラガス等の野菜、トルコぎきょう、アルストロメリア、さくら（切り枝）等の花きも産地としての地歩を固めており、一層の発展が期待される。畜産についても、豚や肉用牛を中心としてブランドの確立が図られてきている。

このように、本県では食料供給県として極めて多様な農産物の生産が展開されてきており、また、安全・安心な農産物の生産への取り組みが進み、さらに水稻、園芸、畜産の各分野における県の新品種等の開発が進むなど、その評価は高まっている。

今後とも広く県民の理解を得ながら農業・農村の持つ多面的機能を発揮し、効率的かつ安定的な農業経営を中心として、農産物等の地域資源を活用した 6 次産業化などさまざまな取組みを地域ぐるみで進めて行くことによって、農業・農村の振興を図っていくことが必要であり、このような取組みに対して支援施策の集中化を図る必要がある。

## 2 本県の農業構造

山形県の農業構造については、昭和 35 年から 44 年までの 10 年間は高度経済成長による人口の都市集中により、昭和 45 年から最近に至る期間は米をはじめとする多くの農産物の過剰基調、価格の低迷による農業収入の伸び悩みなどを背景として、農家数の減少と兼業化が進

行してきた。こうした状況の中で、経営規模別面積の構成割合をみると、農地の流動化の進展により、規模の大きな農業経営体の育成が進んできている。担い手への集積率は現状 72%程度であり、地帯別にみると、水田地帯では集積率が高いものの、農地が分散し面的集約が課題となっている。また、果樹等園芸地帯や中山間地帯では増加率は高いものの、集積率が低い傾向にある。今後は、農業就業者の高齢化などにより、離農農地がさらに増加していくことが想定される。

このため、地域における農業者の話合いに基づき策定された地域計画の実現を促進し、農地中間管理事業の活用等により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進める必要がある。

### 3 経営体育成の必要性

人口の減少や高齢化により国内の消費市場の縮小が予想される中、農業をめぐっては、食の安全・安心への関心の高まり、中食や外食等食生活の多様化、担い手の減少や高齢化等が進んでいる。このような状況下において本県農業・農村の活性化を図るためには、消費者ニーズに的確に対応できるような優れた経営感覚と技術を持つ経営体を各地に数多く育成していくことが必要である。この場合の経営体は、規模や作目・品種構成の面において、地域ごとの気象条件や土地条件に適合した安定的なものであるとともに、その生産物が大都市や地方都市、県内あるいは地場等の多様な市場の中において安定的な販路を確保していくことが必要である。さらには、農産加工や産地直売、食品製造業者等と連携した新商品開発など、農業を起点とする多様な経営に取り組むことが重要である。このような効率的かつ安定的な農業経営が各地で多数展開され、本県農業を魅力ある産業として確立することが、農業を支える人材を確保していく上でも極めて重要な意味をもつものである。

また、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等への誘導とその拡大が必要である。

### 4 経営体育成の方向

効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき農業経営体の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能等を発揮した農用地の利用の集積・集約化や、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

また、地域計画の策定・見直しを通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保等を図ることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

#### （1）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の目標

##### ア 認定農業者の現状と育成・確保

山形県の認定農業者数は、令和6年3月末現在で8,269経営体であり、高齢化により再認定申請が少ないことなどにより平成28年の10,183経営体をピークに近年は減少傾向で推移している。

このような状況を打破し、強い農業を展開していくため、県、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関が連携し、生産技術や営農改善等の助言、各種研修会を実施するとともに、機械施設整備等に対する助成事業や融資制度の積極的な活用を支援することで、個々の経営体の経営基盤の強化を推進していく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者に対しては、経営改善計画の作成支援等を行うことにより積極的に認定農業者に誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進する。

#### イ 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営において地域の他産業従事者並の年間総労働時間で、他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保することを基本としながらも、立地条件や農業生産条件等を考慮した年間農業所得の確保にも配慮し、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。そして、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(専門的農業従事者1人当たり)

年間総労働時間	年間農業所得
概ね1,700時間	概ね450万円

※ 上記数値目標の設定については、地域の立地条件や農業生産条件等に配慮する。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保 = 認定新規就農者 =

#### ア 新規就農者の現状と育成・確保

山形県の新規就農者は、平成28年度以降は300人を超え、令和7年度は405人となり、現在の調査方法となった昭和60年度以降で最多となった。

こうした中、政府が掲げる40代以下の農業従事者の拡大という政策目標を踏まえ、本県農林水産業の発展を支える人材を確保するため、新規就農者数の目標（令和7年度から令和10年度までの4年間の累計）を1,690人とし、この目標達成に向けて、就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進する。

#### イ 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、(1)で定める年間総労働時間（専門的農業従事者1人当たり概ね1,700時間）、及び農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として(1)で定める農業所得（専門的農業従事者1人当たり概ね450万円）の5割以上を目標とする。

### (3) 集落営農組織の育成と農業経営の法人化の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化が見込まれる地域においては、農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として、特定農業団体等の集落営農組織の育成を推進し、これら組織の実効性ある法人化の促進に向け地域の実情に即し支援する。

集落営農の組織化等については、地域農業の発展・活性化の視点に配慮しながら、組織づくりの段階から経営の効率化、法人化の段階まで、各組織の経営の発展段階に応じて、山形県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）による専門家派遣や市町村、農業協同組合、県等関係機関が連携し支援する。

また、異業種等から農業に参入する法人については、地域の合意形成を前提として円滑な参入と定着に向けて支援していく。

## 5 分野別推進方向

これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、以下の施策を重点的に推進する。

### (1) 認定農業者等の育成

経営改善計画の着実な達成に向けて、専門家の派遣など個別課題に対応した指導・助言を行うとともに、各種事業や制度資金等による支援を行う。

また、新規就農者については、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うとともに、新規参入者に対しては関係機関の協力のもと、円滑な農地確保に努める。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、県、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関が連携し、各種研修事業を実施するなどの指導を行う。

### (2) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進

一層の規模拡大、あるいは稲作と畑作物等との複合化を推進するため、連担した形での農用地の利用集積を図る。

また、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種構成、個別の経営内容に即した品種や栽培方法の組み合わせ、低コスト化のための技術の開発・普及、土壌改良、地域輪作体系の導入及びほ場の汎用化等の農業生産基盤の整備等を、相互に十分連動させながら推進する。

なお、米については、生産基盤の維持・拡大を図るため、「生産の目安」をフルに活用した作付けや需要に応じた作付転換を推進するとともに、米の消費拡大を図るため、売れる米づくりに向けたブランド戦略の構築・展開や高品質良食味米生産技術の普及拡大、輸出拡大に向けた生産・出荷体制づくり等を推進する。

さらに、大豆、そば等については、収量増加・品質向上に向けた新技術の普及拡大に努めるとともに、需要者等と連携した産地づくりを推進する。

加えて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者、農業法人及び集落営農組織等による農作業受託等を支援し、省力・低コスト化を推進することにより、これらの経営の発展を図る。

### (3) 果樹、野菜、花き等の園芸作物の生産拡大

気候変動に対応するための技術や本県のオリジナル品種の積極的な導入を図り、高品質安定生産を推進する。また、周年的な安定生産のための施設化、水田転換畑の有効活用、生産拡大のための機械化など、生産基盤の一層の整備推進を図る。特に、労働負担の軽減や規模拡大、生産性向上等を図るためのスマート農業技術や省力生産技術の開発・普及、安定的な雇用に向けた労働環境改善のための施設整備等を推進する。

### (4) 畜産生産基盤の育成強化

新規就農者や後継者等の担い手の育成を図りながら、規模拡大、機能強化、生産性向上のための施設・機械整備等を支援し、持続可能なやまがたの畜産の構築を図る。また、家畜の改良や新技術の活用等による県産畜産物の評価向上、ブランド力強化や耕畜連携による飼料用稲や子実用とうもろこし等の自給飼料の生産・利用拡大を図り、畜産経営の所得向上を推進する。

### (5) 中山間地域の経営の複合化

気象条件、土地条件に適合した山菜も含めた園芸作物、畜産物、特用林産物等を取り入れた経営の複合化と販路の確保を積極的に推進する。

### (6) 環境保全型農業の推進

県産農産物に対する消費者の信頼性向上に向けて、環境保全型農業や農業生産工程管理手法の導入など、農業による環境負担の低減と農産物の安全性の確保を一体的に推進する。

### (7) 6次産業化・流通販売の推進

農林漁業者自ら、あるいは食品製造業者等との連携による加工食品の商品開発や販路開拓・拡大に向けた取組みへの支援等により、ブランド力のある県産農林水産物を活用した6次産業化を推進する。また、県産農林水産物の生産・流通・販売の各段階において産地イメージと結びついた「おいしい山形」の情報発信の充実等による差別化・ブランド化を進め、価格競争に左右されない「山形ブランド」の確立・定着を図りながら、国内外での販路・販売の拡大を推進する。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1 農業経営の基本的指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、本県における主要

な営農類型ごとに別紙1のとおりである。

## 2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、第1の4の(2)に示したような目標(年間総労働時間(専門的農業従事者1人あたり概ね1,700時間)、年間農業所得(専門的農業従事者1人当たりの概ね450万円)の5割以上)の達成が可能となるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

## 第3 農業を担う者の育成・確保を図るための体制の整備とその他支援

### 1 農業を担う者の育成・確保の考え方

人口の減少や高齢化が進んでいる中で、本県の安全・安心で魅力ある農産物を安定的に生産し、本県農業を持続的に発展させていくためには、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農など従来の担い手に加え、新規就農者や小規模農家、兼業農家、移住者・Uターン者さらには半農半Xなども含めて農産物の生産活動に関わる多様な人材を農業を担う者に位置付け、育成・確保を図る必要がある。

認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農などの担い手や新規就農者については、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に基づき、地域農業の核となるよう育成・確保を図る。

小規模農家、兼業農家などの経営体については、引き続き本県農業を支えてもらえるよう集落営農など地域ぐるみの取組みに対する支援や新規参入者への円滑な経営継承に向けた支援を実施する。

また、半農半Xも含めた多様な人材の確保に向けて、農家子弟をはじめ、非農家出身者、定年帰農者、女性などに対し、就農の動機付けから営農定着、発展まで各段階に応じた支援の充実を図るとともに、地域が主体となった受入体制の強化を図る。

さらには、農繁期の労働力については、さくらんぼの収穫をはじめ、短期的に大きな労働力ニーズがあることから、県内の若者、女性、高齢者、外国人などによる労働力の確保を図るとともに、公務員による限定的な副業の試行など関係機関が一体となって様々な取組みを展開する。

加えて、移住者、Uターン者、旅行者などの多様な人材を、移住・定住策や観光・産業振興策と連携して本県に呼び込み、農作業受委託の仕組みを活用した農繁期の労働力の確保を図る。

### 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

#### (1) 農業経営・就農支援センターの設置目的

県は、次世代の担い手となる新規就農者の育成・確保や農業経営の法人化、地域農業を

牽引する競争力の高い経営体の経営発展及び経営継承を、関係機関と連携し、一体的に支援することを目的とし、改正農業経営基盤強化促進法第11条の11の施行を見据えて、令和4年6月20日に農業経営・就農支援センターを設置している。

#### (2) 農業経営・就農支援センターの体制

農業経営・就農支援センターは、県が運営主体となり、県、農業団体、商工団体、経営の専門家や金融機関等を構成機関として設置し、相互に連携し、農業を担う者のサポートを行う。

また、公益財団法人やまがた農業支援センターに経営及び就農ワンストップ窓口を設け、情報の提供や経営・就農相談を実施する。

さらには、地域ごとに農業経営・就農支援チームと実践チームを設け、農業者の経営発展と新規就農者への支援に取り組む地域を伴走型でサポートする。

#### (3) 農業経営・就農支援センターの支援内容

農業経営・就農支援センターは、以下の業務を中心とし、就農者の意欲や経営の発展段階に応じたきめ細かな支援を行う。

##### ア 経営サポート活動

経営相談の対応や、経営状況の診断、専門家派遣等伴走支援の対象となる農業経営体への個別経営支援に関する事。

また、農業経営体を対象とする経営に関する研修会等の開催に関する事。

##### イ 就農サポート活動

就農相談の対応、就農に関する情報の提供、就農候補市町村との調整等に関する事。

また、就農希望者を対象とする就農に関する相談会の開催に関する事。

### 3 県が主体的に行う取組み

県は、農業を担う者を幅広く育成・確保するため、主に以下の取組みを主体的かつ積極的に行う。この取組とあわせ、新たに農業を営もうとする青年等に対しては、第5の「2 新たに農業経営を営もうとする青年等への支援」に示す具体的な支援を行う。

#### (1) 本県農業の情報発信

県の移住・定住部局や観光・産業振興部局、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、県内外に向けて、本県農業の特徴、魅力的な経営体、受入体制などについて、様々な機会を活用してPR活動を行う。

#### (2) 農業を担う者の育成・確保に向けた仕組み・体制づくり

県外から呼び込む多様な人材を農作業受委託の仕組みを活用して、農繁期の労働力として活かせるよう仕組みを構築する。

また、全国農業委員会ネットワーク機構が運営するデータベースを活用し、市町村な

ど関係機関と連携し、離農予定で後継者を必要とする農業者を掘り起し、農地等の継承希望者（就農希望者）とつなぐ仕組みと円滑な継承を促す仕組みづくりを行う。

さらには、農業を担う者への支援を行う市町村における新規就農者受入協議会や相談員配置などサポート体制の強化・整備を促進する。

#### 4 関係機関の主な役割分担

関係機関は以下の役割分担のもと、連携を密にし、農業を担う者の育成・確保に取り組む。

##### (1) 農業経営・就農支援センター

農業経営・就農支援センターは、その構成機関に加え、市町村、農業委員会、各地域の農業協同組合等と緊密に連携し、情報提供や就農相談を実施するとともに、農業体験・長期研修の実施、就農後の技術・経営指導など、就農者の意欲や経営の発展段階に応じたきめ細かな取組みを行う。

##### (2) 市町村

ア 市町村は、就農希望者の受入について、市町村の関係者で連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等を行う。

イ 農業委員会は、農地利用の意向など農地に関する情報の収集、農地の紹介・あっせん、相談対応等を行う。

##### (3) 農業関係団体

ア 公益財団法人やまがた農業支援センターは、農業経営・就農支援センターの経営及び就農ワンストップ窓口として新規就農・農業経営に対する総合的な相談対応、農地中間管理機構及び山形農山漁村発イノベーションサポートセンターの運営等を行う。

イ 一般社団法人山形県農業会議は、農業経営の法人化・合理化の相談対応、雇用就農等の支援、農業法人協会及び認定農業者協議会の運営等を行う。

ウ 山形県農業協同組合中央会は、地域・担い手サポートセンターにより、集落営農組織・法人の運営支援等を行う。

エ 各地域の農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなどを行う。

オ 山形県農業共済組合は、収入保険制度等のセーフティネットの周知、加入促進を行う。

##### (4) 農業教育機関

ア 東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター（以下「キャリアサポートセンター」という。）は、やまがた農業ビジネス塾の運営（経営力向上支援）、就農希望者及び農業者等への研修等を行う。

イ 山形大学農学部は、地域定住農業者コンソーシアム（新規就農者意欲喚起・相談等支援事業）の運営を行う。

##### (5) 農業者団体

山形県指導農業士会、山形県農業法人協会、山形県地域営農法人協議会、山形県認定農業者協議会など農業者団体は、団体の構成員から農業経営・就農支援センターの運営に係る意見聴取を行うとともに、事業の周知に協力する。また、農業法人経営等の専門家として助言等を行う。

(6) 商工団体・経営専門家

公益財団法人やまがた産業支援機構及び経営専門家は、経営課題に対する支援、経営や税務の専門家として助言等を行う。

(7) 金融機関

金融機関は、融資の相談対応、資金計画の指導・助言を行う。

(8) 移住・定住促進支援機関

一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センターは、移住者又は移住希望者で就農希望者に対する対応、関係機関との情報の共有を行う。

5 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の育成・確保のための情報収集・相互提供

県は、全国農業委員会ネットワーク機構が運営するデータベースを活用し、離農予定で後継者を必要とする農業者と就農希望者のマッチングに向け、農業経営・就農支援センターや市町村等と情報共有できる仕組みづくりを行う。

市町村は、新規就農者受入協議会等と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、支援策、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を整理し、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

農業委員会は、意向調査などで把握した離農予定で後継者を必要とする農業者や新規就農者へ紹介したい遊休農地等の情報を整理し、市町村や農業経営・就農支援センターに情報提供する。

一般社団法人山形県農業会議は、雇用就農に関する情報を整理し、市町村や農業経営・就農支援センターに情報提供する。また、農業委員会の活動のサポートを行う。

農業経営・就農支援センターは、市町村から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者に分かりやすく情報提供する。また、就農希望者、就農を受け入れる法人及び農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し、市町村に紹介する。さらに、就農希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況について市町村等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導などフォローアップを行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行う。

市町村、農業委員会及び各地区の農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、農業経営・就農支援センターは、就農希望者とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

概ね10年後（令和17年度）における県全体の農用地面積に占める効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）の利用集積面積（所有面積、借入面積及び水稲においては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積の合計面積）の割合の目標は85%とする。

生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要であり、農用地の集積・集約化を強く進める。

このため、市町村で策定された地域計画が地域の話し合いを基に農用地の集積・集約化につながる計画となるよう見直しを促す。また、策定された地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市町村、農業委員会、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を改善し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図ることとする。

また、現状の集積率は県平均で72%程度であるが、水田の面積が広い市町村では比較的集積が進んでいる一方で、中山間地帯や果樹等園芸地帯が多い市町村では県平均の集積率より低い傾向にある。そこで、水田や園芸地帯など農用地の利用形態、平場や本県に多い中山間地帯という農用地の地形といった個別の状況に応じた課題に着目し、集積・集約化に向けたサポートを行う。

#### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

##### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

###### （1）農地集積の推進方向

第2で示した営農類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第4で示した農用地の利用の集積に関する目標の達成を図るためには、遊休農地の発生防止や再生利用の取組みを進めるとともに、今後増加していくことが見込まれる離農農地を効率的に利用集積していくことを目指し、地域計画において、地域における話し合いを踏まえ、地域内外から農地の担い手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化等を図っていく必要がある。

このため、県、農地中間管理機構、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業再生協議会、地域農業再生協議会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、土地改良区等関係機関の連携のもとに、農地中間管理事業を柱として、農地中間管理機構が行う特例事業と連携しながら農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施することとし、特に、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定制度の積極的な活用を図る。なお、農業経営改善計画の認定を受け、その計画期間を満了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実

実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行うものとする。

## (2) 農地集積に向けた推進体制

農地中間管理機構は、地域計画と併せて作成する目標地図に位置づけられた地域の中心となる経営体に対し、農地中間管理事業等により効率的に農地が集積されるよう連携して推進するものとし、県、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業再生協議会、地域農業再生協議会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、土地改良区等の関係機関は、農地中間管理機構が十分機能を発揮できるよう支援するものとする。

また、令和7年4月に立ち上げた山形県地域計画実現促進会議において関係機関と一体となり、市町村における地域計画の実行・改善に対するサポートに加え、集積が難しい樹園地や中山間地の有する課題解決に対する支援を重ねることにより、農地の集積・集約化を推進していく。

さらに、総合支庁は、これら集積農地の受け手となる中心となる経営体の自主的かつ計画的な経営改善の取組みに対して適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修等を実施する（別紙2「経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標」参照）。さらに、経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

## (3) 地域計画推進事業の実施に関する基本的な事項

地域計画推進事業については、市町村が地域における農業者等の話し合いの結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化するものであり、計画における担い手に対する農用地の集積や農用地の集団化を実現できるよう農地中間管理機構による利用権の設定等を促進する。また、併せて、経営規模の拡大や経営の複合化が円滑に進むよう、極力連担化された作業単位の形成に重点を置いた農作業受委託の促進を図るものとする。

## (4) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人やまがた農業支援センターは、農地中間管理事業の推進に関する基本方針に基づき、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、法第7条に規定する以下の事業を実施するものとする。

なお、地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施すること。

### ア 農地売買等事業

農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農地売渡信託等事業

農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農地所有適格法人出資育成事業

法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ 研修等事業

農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

2 新たに農業経営を営もうとする青年等への支援

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり積極的な取組みを進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組み

ア 就農意欲の醸成に向けた取組み

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々な機会を活用してPR活動を行うとともに、ホームページ等による情報発信を行う。また、都市圏で開催される就農相談会に積極的に参加し、就農希望者からの相談に対応する。

さらに、就農希望者のニーズに合わせた農業体験メニューの充実により、就農意欲を醸成していく。

イ 就農希望者に対する情報提供及び技術習得のための支援

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供及び就農希望者と研修先との丁寧なマッチングを行う。

また、先進農家や農業法人等において生産技術や経営ノウハウ等を実践的に習得できる研修体制を強化するほか、農業教育の拠点として、キャリアサポートセンターにおける教育課程の内容の充実・強化を行う等、生産技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。さらに、令和6年4月に開学した東北農林専門職大学において、将来の本県、東北、日本を牽引する農林業経営者を育成するため、農林業の生産や経営等に係る知識、理論に裏付けられた技術、地域活性化に向けた課題抽出と解決の実践的手法などについて学ぶ機会を提供する。

ウ 就農形態の多様化に対応した支援

令和4年度から令和6年度までの雇用就農者数は、新規就農者数の約5割以上を占めており、増加傾向にあることから、雇用就農の受け皿となる農業法人数を令和6年度の860法人から令和10年度までに1,020法人に増加させることを目標とし、法人化や経営に関する支援を実施していく。

エ 地域ごとに推進する取組みへの支援

地域の農業者や市町村、地域農業再生協議会等が、地域の創意工夫を生かし、産地化を含めた地域農業の活性化に向け、新規就農者を育てる取組みを支援することにより、地域農業の将来の担い手確保を支援していく。

オ 県内の関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センターを中心に、関係機関が連携して取り組むものとする。

技術や経営ノウハウの習得については、東北農林専門職大学、キャリアサポートセンター、公益財団法人やまがた農業支援センター、その他県が認める研修機関、総合支庁、地域農業再生協議会、農業法人等が実施する。

また、就農後のフォローアップについては、市町村、総合支庁、農業協同組合及び技術力・経営力に優れた認定農業者や指導農業士、青年農業士等が担い、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構を中心として行うなど、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

カ その他の取組み

中高年や女性など多様な担い手の育成に向けて、職業を持ちながらでも週末等を利用して研修できる体制など、就農希望者の個々の実態に合わせた研修制度を整備する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

市町村が策定した地域計画に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の就農準備資金・経営開始資金、青年等就農資金の積極的な活用、総合支庁による重点的かつ定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展のための各種講座の開催等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会を提供する。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組み

ア 青年等就農計画制度の普及

県は、将来、効率的かつ安定的な農業経営へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の活用を推進する。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村、農業委員会、総合支庁、県農業協同組合中央会、県農業再生協議会、地域農業再生協議会等の関係機関・団体が必要に応じて生産技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

ウ 経営発展に向けた取組み

県は、新規就農者の規模拡大や経営の多角化など将来の農業経営発展に向けて、キャリアサポートセンターによる経営力向上研修等の開催や、総合支庁や農業総合研究センター等による生産技術の指導及び普及、試験研究を推進する。

### 3 その他の事業に関する事項

農用地利用改善事業、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、新規就農者の確保や、農村女性の能力の十分な発揮に資することにも留意しつつ、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体として重点的、効果的に実施する。

なお、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体は、関係者の合意のもとに、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人及び特定農業者団体の設立を推進する。

また、基盤整備事業の積極的な推進により、ほ場の大区画化・汎用化を図るとともに、換地を契機とした農用地の集団化及び転作田の団地化の促進、利用権の設定の調整及び農作業受委託の促進等を総合的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営への連担化された農用地の利用集積を促進するものとする。

別紙1 農業経営ごとの経営規模及び生産方式の指標

主たる農業従事者1人当たりの農業所得 450万円以上営農類型

No.	営農類型	経営規模	農業所得等	主な留意事項等
1	さくらんぼ＋ぶどう＋ 水稲  【果樹＋水稲】	経営規模 = 2.1ha さくらんぼ = 0.3ha ぶどう (デラウェア) = 0.3ha (大粒系) = 0.3ha 水稲 = 1.2ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,652 千円 〔◇販売金額 20,343 千円 ◇農業所得 9,304 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 1,276 千円 ・補助的従事者 7 人〕	●軽労化技術(さくらんぼY字仕立) ○さくらんぼ5割、大粒系ぶどう5割を直販・贈答用で販売 ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主要機械は4戸共同利用 ○主な適応地域:村山、置賜
2	さくらんぼ＋りんご＋ 水稲＋飼料用米  【果樹＋水稲】	経営規模 = 5.1ha さくらんぼ = 0.2ha りんご = 0.4ha 水稲 = 3.0ha 飼料用米 (直播) = 1.5ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,426 千円 〔◇販売金額 14,568 千円 ◇農業所得 5,426 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 821 千円 ・補助的従事者 2 人〕	●スマート農業技術(りんごロボット草刈り) ●軽労化技術(さくらんぼY字仕立、りんご朝日ロンバス方式) ○さくらんぼ5割、りんご3割を直販・贈答用で販売 ○水稲、飼料用米(はえぬき)は共同乾燥調製施設利用。主要機械は2戸共同利用 ○主な適応地域:村山、置賜
3	さくらんぼ＋水稲＋なす＋ 飼料用米  【果樹＋水稲＋野菜】	経営規模 = 4.8ha さくらんぼ = 0.3ha 水稲 = 2.8ha なす = 0.2ha 飼料用米 (直播) = 1.5ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,978 千円 〔◇販売金額 14,279 千円 ◇農業所得 4,978 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,348 千円 ・補助的従事者 3 人〕	●軽労化技術(さくらんぼY字仕立) ○さくらんぼ5割を直販・贈答用で販売 ○水稲、飼料用米は共同乾燥調製施設利用。主要機械は3戸共同利用 ○主な適応地域:村山、置賜
4	さくらんぼ＋啓翁桜＋ 水稲  【果樹＋花き＋水稲】	経営規模 = 4.2ha さくらんぼ = 0.3ha 啓翁桜 = 1.5ha 水稲 = 2.4ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,625 千円 〔◇販売金額 14,739 千円 ◇農業所得 4,625 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,671 千円 ・補助的従事者 5 人〕	●軽労化技術(さくらんぼY字仕立) ○さくらんぼ5割を直販・贈答用で販売 ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主要機械は3戸共同利用 ○主な適応地域:村山、置賜
5	さくらんぼ＋りんご＋もも  【果樹専作】	経営規模 = 2.2ha さくらんぼ = 0.6ha りんご = 0.8ha もも = 0.8ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,539 千円 〔◇販売金額 34,685 千円 ◇農業所得 16,617 千円 ・基幹的従事者 3 人 ◇支払労務費 1,654 千円 ・補助的従事者 9 人〕	●スマート農業技術(ロボット草刈り機) ●軽労化技術(さくらんぼY字仕立、りんご朝日ロンバス式栽培) ○さくらんぼ5割、りんご3割、もも3割を直売・贈答用で販売 ○主な適応地域:村山、置賜
6	西洋なし＋ぶどう＋さくらんぼ  【果樹専作】	経営規模 = 1.8ha 西洋なし = 1.0ha ぶどう (デラウェア) = 0.2ha (大粒系) = 0.3ha さくらんぼ = 0.3ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,889 千円 〔◇販売金額 35,742 千円 ◇農業所得 17,667 千円 ・基幹的従事者 3 人 ◇支払労務費 1,133 千円 ・補助的従事者 7 人〕	●軽労化新技術(さくらんぼY字仕立) ○西洋なし3割、大粒系ぶどう5割、さくらんぼ5割を直販・贈答用で販売 ○主な適応地域:村山、置賜
7	りんご＋すもも＋水稲  【果樹＋水稲】	経営規模 = 3.0ha りんご = 0.8ha すもも = 0.4ha 水稲 = 1.8ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,946 千円 〔◇販売金額 15,556 千円 ◇農業所得 5,946 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,285 千円 ・補助的従事者 3 人〕	●スマート農業技術(りんごロボット草刈り) ●軽労化技術(りんご朝日ロンバス方式) ○りんご3割、すもも1割を直販・贈答用で販売 ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主要機械は3戸共同利用 ○主な適応地域:村山

No.	営農類型	経営規模	農業所得等	主な留意事項等
8	日本なし+水稲 【果樹+水稲】	経営規模 = 2.4ha 日本なし = 1.0ha 水稲 = 1.4ha	主たる農業従事者の 農業所得 6,054 千円 ◇販売金額 16,892 千円 ◇農業所得 6,054 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 3,284 千円 ・補助的従事者 6 人	○日本なし4割直売・贈答用で販売 ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主要機械は4戸共同利用 ○主な適応地域:庄内
9	ぶどう+啓翁桜+水稲 【果樹+花き+水稲】	経営規模 = 3.4ha ぶどう (デラウェア) = 0.2ha (大粒系) = 0.2ha 啓翁桜 = 1.0ha 水稲(直播) = 2.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,629 千円 ◇販売金額 14,478 千円 ◇農業所得 5,629 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,019 千円 ・補助的従事者 3 人	○大粒系ぶどう5割を直販・贈答用で販売 ○水稲は直播、共同乾燥調製施設利用。主要機械は2戸共同利用 ○主な適応地域:村山、置賜
10	ぶどう 【果樹専作】	経営規模 = 1.1ha ぶどう (デラウェア) = 0.7ha (大粒系) = 0.4ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,556 千円 ◇販売金額 20,086 千円 ◇農業所得 9,111 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 1,299 千円 ・補助的従事者 5 人	○大粒系ぶどう5割を直販・贈答用で販売 ○主な適応地域:村山、置賜
11	ぶどう+もも+りんご 【果樹専作】	経営規模 = 1.3ha ぶどう (大粒系) = 0.3ha もも = 0.5ha りんご = 0.5ha	主たる農業経営者の 農業所得 5,966 千円 ◇販売金額 22,570 千円 ◇農業所得 11,932 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 275 千円 ・補助的従事者 4 人	●スマート農業技術(ロボット草刈り機) ●軽労化技術(りんご朝日ロンパス式栽培) ○ぶどう5割、もも3割、りんご3割を直売・贈答用で販売 ○主な適応地域:村山、置賜
12	すいか+水稲+飼料用米 【野菜+水稲】	経営規模 = 7.5ha すいか = 1.5ha 水稲 = 4.0ha 飼料用米 = 2.0ha	主たる農業経営者の 農業所得 5,231 千円 ◇販売金額 27,695 千円 ◇農業所得 10,461 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 68 千円 ・補助的従事者 1 人	○すいかうずまき栽培、水稲高密度播種苗機械移植 ○すいかは共同選果場を利用 ○水稲は共同乾燥調製施設利用 ○主な適応地域:村山、置賜
13	えだまめ+水稲+啓翁桜 【野菜+水稲+花き】	経営規模 = 14.0ha えだまめ = 4.0ha 水稲 = 8.0ha 啓翁桜 = 2.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,630 千円 ◇販売金額 31,048 千円 ◇農業所得 9,260 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 558 千円 ・補助的従事者 2 人	○水稲は共同乾燥調製施設利用 ○えだまめは収穫機械等2戸共同、出荷調製は選果施設利用 ○主な適応地域:村山、置賜
14	トマト+たらの芽+水稲 【野菜+水稲】	経営規模 = 6.3ha 夏秋トマト = 0.3ha たらの芽 = 2.0ha 水稲 = 4.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,798 千円 ◇販売金額 29,105 千円 ◇農業所得 9,595 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払雇用費 2,387 千円 ・補助的従事者 2 人	○水稲は共同乾燥調製施設利用。主要機械は2戸共同利用 ○主な適応地域:最上、置賜
15	トマト+水稲+飼料用米 【野菜+水稲】	経営規模 = 9.3ha 夏秋トマト = 0.3ha 水稲 = 5.0ha 飼料用米 = 4.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 6,261 千円 ◇販売金額 23,839 千円 ◇農業所得 6,261 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,681 千円 ・補助的従事者 3 人	○トマトは共同選果施設利用 ○水稲は共同乾燥調製施設利用 ○飼料用米は専用種利用 ○主な適応地域:村山、置賜
16	トマト 【野菜専作】	経営規模 = 1.3ha 夏秋トマト = 0.94ha 周年栽培 (環境制御) = 0.33ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,539 千円 ◇販売金額 82,251 千円 ◇農業所得 9,078 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 14,336 千円 ・補助的従事者 19 人	●スマート農業技術(環境制御ハウス) ○主な適応地域:全域

No.	営農類型	経営規模	農業所得等	主な留意事項等
17	ミニトマト+たらの芽+ 水稲+大豆  【野菜+水稲】	経営規模 = 8.2ha ミニトマト = 0.2ha たらの芽 = 1.0ha 水稲 = 5.0ha 大豆(委託) = 2.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,536 千円 ◇販売金額 24,520 千円 ◇農業所得 9,072 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 2,130 千円 ・補助的従事者 3 人	○ミニトマトは個別選果 ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主 要機械は2戸共同利用 ○大豆は法人等へ特定作業委託 ○主な適応地域:村山、最上、置賜
18	きゅうり+水稲+大豆  【野菜+水稲】	経営規模 = 5.3ha きゅうり(夏秋) = 0.3ha 水稲 = 3.0ha 大豆(委託) = 2.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,714 千円 ◇販売金額 14,692 千円 ◇農業所得 4,714 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 710 千円 ・補助的従事者 3 人	○水稲は共同乾燥調製施設利用。主 要機械は2戸共同利用 ○大豆は法人等へ特定作業委託 ○主な適応地域:村山、最上、置賜
19	ねぎ+うるい+水稲  【野菜+水稲】	経営規模 = 4.3ha ねぎ (夏秋どり) = 0.5ha (秋冬どり) = 0.5ha うるい = 0.3ha 水稲 = 3.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,261 千円 ◇販売金額 23,209 千円 ◇農業所得 10,522 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 1,095 千円 ・補助的従事者 3 人	○ねぎは個選機械化体系 ○うるいは養成株1.0h ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主 要機械は2戸共同利用 ○主な適応地域:最上、庄内
20	アスパラガス+たらの 芽+水稲  【野菜+水稲】	経営規模 = 8.4ha アスパラガス = 1.5ha たらの芽 = 2.0ha 水稲 = 5.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,004 千円 ◇販売金額 38,579 千円 ◇農業所得 10,008 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 8,291 千円 ・補助的従事者 7 人	○アスパラガスは共同選果施設利用 ○アスパラガス0.14ha、たらの芽0.33ha を養成 ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主 要機械は2戸共同利用 ○主な適応地域:最上、置賜
21	にら+うるい  【野菜専作】	経営規模 = 4.5ha にら = 4.0ha うるい = 0.45ha 他にら養成畑等	主たる農業従事者の 農業所得 6,478 千円 ◇販売金額 85,182 千円 ◇農業所得 25,910 千円 ・基幹的従事者 4 人 ◇支払労務費 15,719 千円 ・補助的従事者 16 人	○にらは春夏刈り、夏刈り、夏秋刈りの 3作型 ○うるいは2年株を収穫・促成栽培 ○主な適応地域:最上
22	おかひじき+水稲+飼 料用米  【野菜+水稲】	経営規模 = 4.6ha おかひじき (春夏播ハウス) = 0.2ha (夏秋播電照) = 0.2ha (春播露地) = 0.1ha 水稲 = 2.6ha 飼料用米 = 1.5ha	主たる農業従事者の 農業所得 6,270 千円 ◇販売金額 17,731 千円 ◇農業所得 6,270 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 688 千円 ・補助的従事者 2 人	○おかひじきはハウスで5回作付けする ○水稲、飼料用米(専用種)は共同乾 燥調製施設利用。主要機械は2戸共 同利用 ○主な適応地域:村山、置賜
23	セルリー+水稲  【野菜+水稲】	経営規模 = 2.1ha セルリー (夏どり) = 0.53ha (秋どり) = 0.53ha 水稲 = 1.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,781 千円 ◇販売金額 20,976 千円 ◇農業所得 4,781 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,868 千円 ・補助的従事者 3 人	○セルリーはハウスで2作どり ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主 要機械は5戸共同利用 ○主な適応地域:村山
24	りんどう+スノーポー ル  【花き専作】	経営規模 = 1.0ha りんどう = 0.8ha スノーポール = 0.15ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,827 千円 ◇販売金額 15,699 千円 ◇農業所得 4,827 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 2,624 千円 ・補助的従事者 6 人	○りんどうは露地栽培、養成1年 ○スノーポールは養成4年、露地0.15h ○主な適応地域:村山、最上
25	ダリア+水稲+飼料用 米  【花き+水稲】	経営規模 = 7.4ha ダリア = 0.2ha 水稲 = 4.2ha 飼料用米 = 3.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,786 千円 ◇販売金額 19,945 千円 ◇農業所得 5,786 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,641 千円 ・補助的従事者 3 人	○水稲、飼料用米は共同乾燥調製施 設利用。主要機械は2戸共同利用 ○主な適応地域:置賜、庄内

No.	営農類型	経営規模	農業所得等	主な留意事項等
26	水稲+大豆 【水稲専作】	経営規模 =19.5ha 水稲 =10.5ha 大豆 = 9.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,740 千円 ◇販売金額 27,170 千円 ◇農業所得 11,479 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 199 千円 ・補助的従事者 1 人	○つや姫は精米直接販売 ○大豆・飼料用米は共同乾燥調製施設利用 ○主な適応地域: 全域
27	水稲+大豆+庄内柿 +干し柿 【水稲+果樹+加工】	経営規模 =17.9ha 水稲 = 9.9ha 大豆 = 7.0ha 庄内柿 = 1.0ha 干し柿 =40,600 個	主たる農業従事者の 農業所得 6,050 千円 ◇販売金額 31,948 千円 ◇農業所得 12,100 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 821 千円 ・補助的従事者 2 人	○水稲、大豆(2戸共同)の乾燥調製は自己完結 ○柿はL玉以上の4割を贈答。M玉は干し柿の原料。 ○干し柿加工は全自動皮むき機、温風乾燥機を導入 ○主な適応地域: 庄内
28	水稲+大豆+えだまめ 【水稲+野菜】	経営規模 =33.0ha 水稲 =19.0ha 大豆 =12.0ha えだまめ = 2.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 4,924 千円 ◇販売金額 49,169 千円 ◇農業所得 19,695 千円 ・基幹的従事者 4 人 ◇支払労務費 177 千円 ・補助的従事者 5 人	●スマート農業技術(直進キープ田植機) ○水稲、大豆の乾燥調製は自己完結 ○えだまめは収穫機を使用し選果施設を利用 ○主な適応地域: 村山、最上、置賜
29	水稲+大豆+えだまめ+ねぎ 【水稲+野菜】	経営規模 =23.1ha 水稲 =13.0ha 大豆 = 8.0ha えだまめ(茶豆) = 2.0ha 軟白ねぎ = 0.1ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,965 千円 ◇販売金額 38,639 千円 ◇農業所得 11,929 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 1,899 千円 ・補助的従事者 4 人	○水稲、大豆の乾燥調製は自己完結 ○えだまめは機械定 ○軟白ねぎは育苗ハウス後作 ○主な適応地域: 庄内
30	水稲+メロン+ストック +飼料用米 【水稲+野菜+花き】	経営規模 = 8.0ha 水稲 = 4.5ha メロン(トンネル栽培) = 0.3ha (ハウス早熟) = 0.1ha ストック = 0.14ha 飼料用米 = 3.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,643 千円 ◇販売金額 18,165 千円 ◇農業所得 5,643 千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費 1,217 千円 ・補助的従事者 5 人	○水稲、飼料用米(専用種)は共同乾燥調製施設利用。主要機械は2戸共同利用 ○ストックはハウス早熟メロンの後作 ○主な適応地域: 庄内
31	繁殖・肥育一貫+水稲 +飼料作物 【畜産+水稲+飼料作物】	飼育規模 繁殖牛 =50 頭 肥育牛 =85 頭 水稲 =10ha 牧草 =20ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,503 千円 ◇販売金額 82,020 千円 ◇農業所得 11,006 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 6,490 千円 ・補助的従事者 4 人	●スマート農業技術(発情発見装置) ○繁殖牛の後継牛は外部導入 ○肥育期間22 か月、年間42 頭出荷 ○水稲は共同乾燥調製施設利用。稲わらは繁殖・肥育牛使用に活用 ○主な適応地域: 全域
32	繁殖牛+水稲+飼料作物 【畜産+水稲+飼料作物】	飼養規模 繁殖牛 = 54 頭 経営規模 =34.6ha 水稲 = 9.6ha 稲WCS = 5.0ha 牧草 = 20.0ha	主たる農業従事者の 農業所得 5,024 千円 ◇販売金額 58,441 千円 ◇農業所得 10,047 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費 4,087 千円 ・補助的従事者 5 人	●スマート農業技術(発情発見装置) ●省力技術(簡易放牧) ○水稲は共同乾燥調製施設利用 ○主な適応地域: 全域

※主な留意事項等の●は、スマート農業技術や軽労化技術等を導入

別紙2 経営管理の方法及び農業従事の様態等に関する指標

<p>経営管理の 手法</p>	<p>ア 経営の合理化・健全化を進めるため簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 また、青色申告の普及を図る。</p> <p>イ 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから地域の実情に応じて法人化の誘導を図る。</p> <p>ウ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>エ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。</p> <p>オ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p>
<p>農業従事の 態様等</p>	<p>ア 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。</p> <p>イ 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。</p> <p>ウ 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。</p> <p>エ 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。</p> <p>オ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。</p> <p>カ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の加入、厚生施設等の充実を図る。</p>